

令和5年度第1回鮫川村地域公共交通協議会

日時：令和5年5月16日（火）

15：00～

場所：鮫川村役場・正庁

進行：室長

《 次 第 》

1. 開 会
2. 村長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 協 議

報告第1号 令和4年度事業報告について

報告第2号 令和4年度収支決算報告及び監査報告について

議案第1号 令和5年度事業計画（案）について

議案第2号 令和5年度収支予算（案）について

議案第3号 地域公共交通協議会の実施スケジュール（案）について

議案第4号 業務委託契約（案）について

報告第3号 補助金申請について

6. その他

①添付資料

鮫川村地域公共交通協議会設置要綱

鮫川村地域公共交通協議会委員の報償及び費用弁償に関する規程

鮫川村地域公共交通協議会財務規程

②次回開催について 令和5年6月中旬以降

7. 閉 会

令和５年度 鮫川村地域公共交通協議会委員名簿

	所 属	職 名	氏 名	選出区分
1	鮫川村	副村長	鈴木 大介	鮫川村長またはその指名する者
2	福島交通株式会社石川営業所	所長	本柳 靖二	一般乗合旅客自動車運送事業者
3	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
4	一般社団法人福島県タクシー協会	県南支部長	金澤 寛二	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
5	東北運輸局福島運輸支局	企画調整部門首席運輸企画専門官	佐々木 由隆	福島運輸支局長またはその指名する者
6	福島県県南振興局	県民環境部副部長兼県民生活課長	鈴木 真徳	福島県の行政機関の職員（都道府県）
7	棚倉警察署	地域交通課長	新川 克己	福島県の行政機関の職員（都道府県警察）
8	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	調査課長	高橋 知己	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
9	福島県棚倉土木事務所	所長	羽生 宏史	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
10	私鉄福島交通労働組合棚倉分会	会長	高橋 政廣	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
11	鮫川運送㈱	代表取締役社長	芳賀 篤徳	鮫川村長またはその指名する者
12	㈱あんしん（介護タクシー）	代表取締役社長	森 正紀	鮫川村長またはその指名する者
13	鮫川村商工会	会長	前田 勝之	鮫川村長またはその指名する者
14	鮫川村商工会	女性部長	我妻 久美子	鮫川村長またはその指名する者
15	社会福祉協議会 4	事務局長	鎗木 重正	鮫川村長またはその指名する者
16	地域包括支援センター	ケアマネージャー	藤元 良子	鮫川村長またはその指名する者
17	鮫川村区長会	赤坂西野行政区長	石井 哲	住民または利用者の代表
18	鮫川村老人クラブ連合会	会長	前田 三郎	住民または利用者の代表
19	福島県立修明高等学校	校長	鈴木 憲治	住民または利用者の代表
20	学校法人石川高等学校	校長	森 涼	住民または利用者の代表
21	社会福祉法人鮫川福祉会鮫川たんぼの家	施設長	江尻 勝巳	住民または利用者の代表
22	鮫川村連合 PTA	会長	関根 成人	住民または利用者の代表
23	鮫川村連合 PTA	副会長	関根 巨樹	住民または利用者の代表

オブザーバー

24	総務課	課長	渡邊 敬
25	住民福祉課	課長	鈴木 隆寛
26	農林商工課長	課長	舟木 正博
27	地域整備課長	課長	齋藤 利己
28	教育課	課長	星 徹

事務局

29	村づくり推進室長	事務局員	矢吹 かおり
30	村づくり推進室村づくり推進係長	事務局員	矢吹 直美
31	村づくり推進室村づくり推進係主査	事務局員	宇佐見 純平
32	村づくり推進室村づくり推進係主任主事	事務局員	藤田 冬華

報告第1号 令和4年度事業報告について

令和4年度鯨川村地域公共交通協議会事業実施報告書

日 程	事業内容	備 考
令和4年 4月14日	第1回地域公共交通協議会 事業計画並びに予算について 補助金の申請について 地域公共交通計画策定について プロポーザルの実施について	
7月20日	第2回地域公共交通協議会 プロポーザルの結果について 地域公共交通計画に係る住民アンケート及び ワークショップの実施について	
9月30日 10月 7日 10月22日	住民ワークショップの実施	
12月19日	第3回地域公共交通協議会 ニーズ調査結果を踏まえた課題の抽出と計画の方向性	
令和5年 1月31日	第4回地域公共交通協議会 地域公共交通計画素案の検討	
2月21日	第5回地域公共交通協議会 地域公共交通計画の策定 次年度事業計画並びに予算について	

報告第2号

令和4年度鮫川村地域公共交通協議会収支決算書

収入総額 8,020,268円

支出総額 7,984,248円

差引残額 36,020円

1 収入の部

単位：円

款	項	目	当初予算額	補正額	現予算額	決算書	収入欠損額	説明
1 分担金 及び負担金	1 負担金	1 負担金	4,649,400	3,370,837	8,020,237	8,020,237	0	村負担金
2 国及び県 補助金	1 国及び県 補助金	1 国及び県 補助金	3,670,600	△257,568	3,413,032	0	△3,413,032	国補助金 1,631,600 円 県補助金 1,781,432 円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	0	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	11	11	31	20	預金利子
計			8,320,000	3,113,280	11,433,280	8,020,268	△3,413,012	

2 支出の部

単位：円

款	項	目	当初予算額	補正予算額	現予算額	決算書	残額	説明
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	270,000	△111,000	159,000	123,000	36,000	委員謝金 3,000 円×41 人=123,000 円
		2 事務費	174,000	△89,732	84,268	84,248	20	コピー用紙 1,390 円×3箱=4,170 円 インクカートリッジ(黒)レーザープリンター用 34,243 円×2個=68,486 円 公共交通会議委員発出文書郵送料 23 人×6 回×84 円=11,592 円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	7,876,000	△99,000	7,777,000	7,777,000	0	地域公共交通計画策定調査業務委託料 7,777,000 円
3 繰出金	1 繰出金	1 繰出金	0	0	0	0	0	
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	0	0	
計			8,320,000	△299,732	8,020,268	7,984,248	36,020	

令和4年度会計監査報告

令和5年4月17日に会計経理全般にわたり監査した結果、正当かつ適正であることを認めます。

令和5年4月17日

監 事
監 事

江尻勝巳
箱木重正

議案第 1 号

令和 5 年度鮫川村地域公共交通協議会事業計画書（案）

日 程	事業内容	備 考
令和 5 年 5 月	第 1 回地域公共交通協議会 事業計画並びに予算について 補助金の申請について 入札の実施について	
6 月	第 2 回地域公共交通協議会 入札の結果について デマンドの実証事業形態について デマンドの実証事業の運輸許可について	
9 月	第 3 回地域公共交通協議会 デマンドの実証事業の開始について	
1 2 月	第 4 回地域公共交通協議会 デマンドの実証事業のアンケート結果について	
令和 6 年 1 月	第 5 回地域公共交通協議会 次年度事業計画並びに予算について	

議案第 2 号

令和 5 年度鮫川村地域公共交通協議会収支予算（案）

収入総額 22, 449, 052 円
 支出総額 22, 449, 052 円
 差引残額 0 円

1 収入の部

単位：円

款	項	目	予算額	説 明
1 分担金 及び負担金	1 負担金	1 負担金	19,000,000	村負担金 19,000,000 円
2 国及び県 補助金	1 国及び県 補助金	1 国及び県 補助金	3,413,032	国補助金 R4 1,631,600 円 県補助金 R4 1,781,432 円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	36,020	前年度繰越金 36,020 円
4 諸収入	2 雑入	1 雑入	0	
計			22,449,052	

2 支出の部

単位：円

款	項	目	予算額	説 明
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	270,000	委員謝金 3,000 円×15 人×6 回=270,000 円
		2 事務費	359,108	コピー用紙 2,270 円×3 箱=6,810 円 ・ 色上質紙 2,200 円×5 冊=11,000 円 ラベルシール 2,770 円×4 袋=11,080 円 ・ フラットファイル 78 円×30 冊=2,340 円 ラミネートフィルム 2,200 円×1 箱=2,200 円 プリンタ用トナーカートリッジ(黒) 28,100 円×4 個=112,400 円 プリンタ用トナーカートリッジ(カラー) 26,700 円×4 個=106,800 円 プリンタ用感光体ドラムユニット(黒) 13,000 円×2 個=26,000 円 プリンタ用感光体ドラムユニット(カラー) 37,450 円×1 個=37,450 円 上記合計金額 316,080 円×消費税 1.10=347,688 円 公共交通会議委員発出文書郵送料 23 人×5 回×84 円=9,660 円 送金手数料 880 円×2 回=1,760 円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	18,370,892	地域公共交通協議会運営業務委託料 9,196,000 円 デマンド交通実証事業 9,174,892 円
3 償還金	1 償還金	1 償還金	3,449,052	村への償還金 3,449,052 円
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
計			22,449,052	

議案第3号

地域公共交通協議会の実施スケジュールについて

(1) 第1回

協議事項 補助要望・年間計画について
業務委託について

(2) 第2回

協議事項 業務委託結果及び委託事業の説明
デマンド交通実証事業形態について
デマンド交通実証事業の運輸許可について

(3) 第3回

協議事項 デマンド交通実証事業の開始について

(4) 第4回

協議事項 デマンド交通実証事業のアンケート結果について

(5) 第5回

協議事項 次年度のデマンド交通の実施について
次年度実施事業予算(案)について

(6) 令和6年度第1回

協議事項 補助要望・年間計画について

項 目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
予算要求	■													
補助事業要望等	■	■	■											
業務発注			■	■	■									
新規交通サービスの実証運行に向けた事前準備				■	■	■								
運行計画の検討				■	■	■	■							
実証事業開始							■	■	■	■	■	■	■	■
実証運行開始後のフォローアップ調査									■	■	■	■	■	
住民利用者等の意見の反映										■	■	■		
目標の実現のための施策検討										■	■	■		
次年度事業の検討										■	■	■		
法定協議会の開催			①	②			③			④	⑤			⑥
令和5年度予算要求									■	■	■	■	■	■

議案第 4 号 業務委託契約について

- ・ 地域公共交通協議会運營業務委託として
下記の業者を指名し、見積書を徴収し最低入札価格者と契約したい。

①福島県福島市三河南町 11-10

株式会社ケー・シー・エス 福島営業所
所長 岡田 和哉 様

②福島県福島市丸子字御山越 3-1-708

株式会社国際開発コンサルタンツ
所長 横山 清史

③福島県郡山市長者 1-7-20 郡山東京海上日動ビル

ランドブレイン株式会社 郡山営業所
事務所長 黒川 朋広

・ 予算額

9,196,000 円（うち消費税相当額 836,000 円）

御 見 積 書

令和5年4月3日

鮫川村地域公共交通協議会長
鈴木 大介 殿

福島県福島市三河南町1-10
株式会社 ケー・シー・エス 福島営業所
所 長 岡 田 和 哉

御照会の件、下記の通り御見積り申し上げます。

見積金額 ￥ 9,196,000.-
(消費税10%を含みます)

件 名 新たな公共交通実証運行等支援業務

項 目	内 容	金 額	摘 要
1. 直接人件費		3,248,450	内訳1参照
2. 直接経費(積み上げ分)		438,140	内訳2参照
3. 直接経費(積み上げ分除く)及び間接原価	直接人件費 $\times \alpha / (1 - \alpha)$	1,749,165	α : 原価に占めるその他経費の割合 $\alpha = 35\%$
4. 一般管理費等	(直接人件費 + 直接経費(積み上げ部分) + 直接経費(積み上げ部分除く)) $\times \beta / (1 - \beta)$	2,926,945	β : 業務価格に占める一般管理費等の割合 $\beta = 35\%$
合 計		8,362,700	
端数調整		▲ 2,700	1万円未満切捨て
改 め		8,360,000	
消 費 税		836,000	10%
見積金額		9,196,000	

内 訳

項 目	内 容	2022年度単価(人日)							合 計	摘 要
		主任技術者 日額単価	技術者区分 日額単価	主任技術者 74,900	技術者区分 日額単価	主任技術者 70,900	技術者区分 日額単価	主任技術者 62,200		
(1) 運行計画の作成支援										
(ア) 関係者ヒアリング									235,600	
(イ) 運行方式、運行内容の検討									469,650	
(ウ) 事業採算性の検証									285,850	
(エ) 運行に関する目標値や評価指標の設定									263,200	
(2) 鮫川村新規交通サービスの実証運行に向けた事前準備										
(ア) 実証運行の許可申請支援									154,250	
(イ) 実証運行に向けたシステム構築の支援									254,750	
(ウ) 実証運行の地域への周知PRの支援									272,000	
(3) 実証運行開始後のフォローアップ調査										
(ア) 運行後の利用状況の把握									173,700	
(イ) 運行後の各種アンケート・ヒアリングの実施									248,200	
(ウ) 評価・検証の実施及び運行計画の見直し									329,550	
(4) 地域公共交通会議等の運営支援									288,650	3回程度
(5) 報告書作成									77,000	
(6) 打合せ協議									196,050	4回程度
計									3,248,450	

項 目	内 容	数量	単位	単価	合 計	摘 要
(1) 旅費交通費	打合せ4回×2、会議3回×2、事業者ヒアリング1回×2	16	人回	15,000	240,000	
(2) 村民アンケート調査経費						
① アンケート調査票等印刷費	調査票、配布用封筒、返信用封筒、封入封緘	1,007	部	100	100,700	
② アンケート回収郵送料	回収率約30%想定	320	通	97	31,040	
(3) 入力・集計労務費	ナンバリング、データ入力、集計補助他	4	人日	16,600	66,400	
計					438,140	

報告第3号

第1号様式（第4条関係）

5 村 第51号
令和5年4月21日

福島県知事

住 所 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5
氏名又は名称 鮫川村地域公共交通協議会 会長 鈴木 大介

福島県地域公共交通活性化事業補助金交付申請書

令和5年度福島県地域公共交通活性化事業補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
鮫川村デマンド交通実証運行事業
- 2 事業の目的及び内容（別紙事業計画書のとおり）
- 3 補助金交付申請額
5,000,000円
- 4 本件責任者及び担当者
責任者氏名 鮫川村地域公共交通協議会 会長 鈴木 大介
担当者氏名 事務局（鮫川村役場村づくり推進室村づくり推進係）宇佐見 純平
連絡先 0247-57-6332

第1号様式別紙

福島県地域公共交通活性化事業計画書

事業期間	令和5年10月1日 ～ 令和6年2月29日	
事業の目的	1 現在の公共交通の概要及び問題点 村内の公共交通は、路線バス（福島交通㈱）や村営バス「あおぞら号」、介護タクシーがそれぞれ運行しており、村民の日常生活に欠かせない移動手段となっている。 しかしながら、人口減少や自家用車の普及などにより、公共交通の利用者は年々減少し、公共交通機関の維持確保が厳しい状況となっている。 真に村民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系を構築する必要がある。 2 上記の問題点への対応として実施する事業（以下の□に✓を入れてください） ☐ 【計画策定事業】 ☒ 【実証事業】	
事業の内容	現状、公共交通が運行していない村内各地域を対象に、鮫川村役場をはじめとした地域拠点へのアクセス向上を図るとともに、路線バスや村営バス「あおぞら号」といった地域間交通への乗り継ぎ利便性の向上を図ることを目的とした新規交通を運行する。 新規交通については、幹線道路以外の道路に対応したワゴン車両を用い、利用者の予約に応じ、ドアツードアで運行するデマンド方式による運行を基本とし、実証運行を通じ運行方法等や地域の詳細なニーズを確認・検証・反映の上、本格運行に繋げていく。 【業務内容】 （1）運行計画の作成支援 （2）鮫川村新規交通サービスの実証運行に向けた事前準備 （3）実証運行開始後のフォローアップ調査 （4）地域公共交通協議会等の運営支援 （5）村民アンケート調査業務一式	
事業費等	総事業費	10,263,348円
	うち、自己資金	5,263,348円
	うち、その他収入	円

	うち、活性化事業補助金	5,000,000円
--	-------------	------------

事業費総括表

款	項	目	金額	説明
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	210,000	委員謝金 3,000円×14人×5回=210,000円
		2 事務費	357,348	コピー用紙 2,270円×3箱=6,810円 色上質紙 2,200円×5冊=11,000円 ラベルシール 2,770円×4袋=11,080円 フラットファイル 78円×30冊=2,340円 ラミネートフィルム 2,200円×1箱=2,200円 プリンタ用トナーカートリッジ(黒) 28,100円×4個=112,400円 プリンタ用トナーカートリッジ(カラー) 26,700円×4個=106,800円 プリンタ用感光体ドラムユニット(黒) 13,000円×2個=26,000円 プリンタ用感光体ドラムユニット(カラー) 37,450円×1個=37,450円 上記合計金額316,080円×消費税1.10 =347,688円 公共交通会議委員発出文書郵送料 23人×5回×84円=9,660円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	9,696,000	新たな公共交通実証運行等支援業務委託料9,196,000円 デマンド交通車両修繕料(見込)500,000円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
計			10,263,348	

6. その他

鮫川村地域公共交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）に基づき、地域公共交通について総合的に検討し、最適な公共交通のあり方について合意形成、計画策定及び連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、鮫川村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法第5条に規定する公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村長または村長が指名する者
- (2) 関係する交通事業者、交通事業者が組織する団体
- (3) 道路管理者
- (4) 東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (5) 住民または旅客
- (6) 学識経験者など、その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、鮫川村副村長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、鮫川村のホームページ等を利用して公表する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議の整った事項については、委員は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、企画担当課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第14条 報償及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(要綱の変更等)

第16条 この要綱を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月3日から施行する。
- 2 この要綱により最初に委員となった者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 協議会設立に係る報償は鮫川村が支給する。
- 4 鮫川村地域公共交通会議設置要綱（平成20年要綱）は、廃止する。

鮫川村地域公共交通協議会委員の報償及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、鮫川村地域公共交通協議会設置要綱第13条第2項の規定に基づき、鮫川村地域公共交通協議会の委員（以下「協議会委員」という。）の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償)

第2条 協議会の委員の報償は、日額3,000円とする。ただし公務員の選出委員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 前条のただし書き規程以外の委員が会務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、鮫川村の例による。

(補足)

第4条 この規定に定めるもののほか、協議会委員の報償及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規定は、令和4年3月17日から施行する。

鯨川村地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鯨川村地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、鯨川村地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通協議会の予算は、鯨川村からの負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、交通協議会の運営及び事業に係る経費を歳出とする。

2 交通協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、交通協議会に諮るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が交通協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに鯨川村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通協議会に諮るものとする。

2 前項の既定により、補正予算が交通協議会の承認を得たときには、前条第4項の規定を準用する。

(予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の交通協議会においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通協議会の出納は会長が行う。

2 交通協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通協議会出納員)

第7条 会長は、交通協議会の事務局職員のうちから交通協議会出納員を命ずることができる。

2 交通協議会出納員は、会長の命を受けて、交通協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、鮫川村の例により行うものとする。

2 交通協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎年度終了後、遅滞なく交通協議会の決算を調製し、交通協議会の承認を受けるものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第6条に規定する監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに鮫川村長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が交通協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年3月17日から施行する。

別表第1 (第4条第1項)

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 国及び県補助金	1 国及び県補助金	1 国及び県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条第2項)

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 予備費	1 予備費	1 予備費